

令和 7 年度久留米市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年 6 月 27 日法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務等（以下「物品等」という。）の調達を推進するための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲・適用期間

- (1) この調達方針は、市の全ての部局に適用する。
- (2) この調達方針は、令和 7 年度予算執行について適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）に基づく事業所等
 - ① 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所）
 - ② 生活介護事業所
 - ③ 就労移行支援事業所
 - ④ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している事業所
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ② 重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - ② 在宅就業障害者に対して援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、優先調達推進連絡会議（以下、連絡会議）を設置し、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 調達分野を限定することなく、可能な限り障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集し、庁内各部署に情報提供することにより、予算の適正な使用に留意しつつ、できる限り多くの部署で障害者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努める。

- (4) 各部局等に優先調達推進員を配置し、上記取り組みを推進する。

5 令和7年度物品等の調達目標

市全体において、物品の調達額が 6,000 千円、役務の調達額が 28,000 千円を超えることを目標とする。前年度において、調達実績がない部においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について積極的な検討を行い、調達実績を残すことに努めることとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、市ホームページ等により公表する。なお、見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、遅滞なくその概要をまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 その他

下記を所管する部局については、それらの者に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進への協力について、働きかけを行うよう努めるものとする。

- ① 本市の公の施設の管理運営を行う指定管理者
- ② 本市の委託業務の受託者
- ③ 本市が資本金等を出資している法人
- ④ 本市の外郭団体